



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第44号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	2
島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	2
島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	2
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	3

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第2号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表施設課の項中 「施設管理グループ」 を 「施設管理グループ 工務グループ 長寿命化スタッフ」 に改める。
「施設管理グループ
長寿命化スタッフ
技術管理スタッフ」

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第3号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第18号中「5,000,000円未満」を「1,000,000円以上5,000,000円未満」に改め、同表に次の1号を加える。

31 島根県企業局経営 計画評価委員会に関 する事務		1 島根県企業局経営計画評価委員会の委員を任免すること。
----------------------------------	--	------------------------------

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「企業局職員」を「島根県企業局職員」に改める。

第4条の3を第4条の4とする。

第4条の2第1項中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第6条に規定する扶養親族で管理者に届出がされている者に限る。以下この項において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この項において」を加え、「（条例第6条に規定する扶養親族で管理者に届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び

「住所及び次項第2号に掲げる」を削り、同条第2項中「第6条の3第3号」を「第6条の3第2号」に、「第1項」を「前項」に改め、同条第3項中「第6条の3第3号」を「第6条の3第2号」に改め、同条を第4条の3とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(扶養手当)

第4条の2 条例第6条第1項ただし書に規定する管理者が定める職員は、行政職給料表級別基準職務表に掲げる職務の級が9級である職員とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある場合における職員の勤務時間については、管理者が別に定める。

第8条の7第1項第4号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。